**令和７年度**

**大阪府特区民泊施設の環境整備促進事業補助金**

**※本事業は、宿泊税を活用しています。**

**公 募 要 領**

**●申請期間：令和７年７月７日（月）から令和８年２月２７日（金）まで**※交付決定見込額が予算額に達した時点で申請受付を終了します。

なお、申請受付終了の場合は、大阪府ホームページにてお知らせします。

**●申請方法：オンライン申請（大阪府行政オンラインシステム）**

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>

**●大阪府ホームページ**

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070070/toshimiryoku/syukuhaku_hojyo/r7tokku_hojyo.html>

**●お問い合わせ先**

**大阪府　府民文化部都市魅力創造局　企画・観光課　観光環境整備グループ**

住所：　〒559-8555　大阪市住之江区南港北１－14－16　咲洲庁舎37階

電話：　０６－６２１０－９３１４（直通）

受付時間：　９時３０分から１７時３０分まで

※土、日、祝日、年末年始（12月29日～１月３日）を除く。

**令和７年７月**

**大阪府　府民文化部　都市魅力創造局**

**企画・観光課　観光環境整備グループ**

**大阪府特区民泊施設の環境整備促進事業補助金　概要**

大阪府内の特区民泊施設の事業認定の促進や、大阪を訪れる旅行者の利便性・快適性を向上させる目的で、事業認定に必要な整備や旅行者の受入対応強化の取組みを支援する補助制度です。

**１．補助対象者**　　①大阪府内の特区民泊施設における経営事業の特定認定を受けた事業者（認定事業者）

（①又は②に該当する者）

②大阪府内の特区民泊施設における経営事業の特定認定を年度内に受けようとする事業者（認定予定事業者）

**（⇒詳細は２ページをご確認ください。）**

**２．補助対象事業**旅行者の受入対応強化のために新たに実施する以下の受入環境整備事業

ア　インバウンド受入対応に係る事業

*（例：施設の案内表示・広報物等の多言語対応　等）*

イ　宿泊客の利便性や満足度向上に係る事業

*（例：居室内のWi-Fi整備、キャッシュレス決済端末の導入　等）*

※ウ　特定認定の取得に係る事業

*（例：消防設備の整備、建築基準法上の整備）*

エ　災害時対応に係る事業

*（例：災害情報及び避難誘導に関する情報の多言語、視覚化対応　等）*

オ　デジタル技術を活用した生産性向上や業務効率化に係る事業

*（例：生体認証やモバイル端末によるキーレスシステムの整備）*

カ　その他、知事が受入対応の強化のために必要と認める事業

※ウについては、上記１．②　認定予定事業者の方のみ対象です。  
**（⇒詳細は４ページをご確認ください。）**

**３．補助対象経費**補助対象事業の実施に係る経費（機器購入費、設置費、初期導入費　等）

**（⇒詳細は６ページをご確認ください。）**

**４．補助率及び**・補助率　補助対象経費の１／２以内

**補助上限額**・補助上限額　１施設又は１事業者等につき　４０万円

**（⇒詳細は３ページをご確認ください。）**

**５．補助対象期間**交付決定後から令和８年３月３１日（火）まで

※交付決定を受けた事業は、事業に関する納品、支払い等のすべてについて、令和８年３月３１日までに完了させる必要があります。

**事業の目的について**

近年、外国人旅行者をはじめ、大阪への旅行者は増加し続けていますが、旅行者にとって、宿泊施設は訪れた都市の印象に最も大きな影響を与える施設の１つです。

大阪府として、特区民泊施設における環境整備を支援することで、安心・快適な宿泊施設を増やし、旅行者の受入拡大を図るとともに、大阪を訪れた旅行者が、何度も「大阪」を訪れたい、「大阪」で滞在したいと思っていただくなど、リピーターの確保や滞在期間の延長などにつなげていくことを目的としています。

**補助対象者について**

　本補助金の補助対象者（以下「事業者」という。）は、以下の①又は②に該当する者です。

1. 大阪府内の特区民泊施設における経営事業の特定認定を受けた事業者（認定事業者）
2. 大阪府内の特区民泊施設における経営事業の特定認定を年度内に受けようとする事業者

（認定予定事業者）

ただし、以下の施設を管理・運営する事業者の方は対象外となります。

（１）国又は大阪府が所有、管理又は運営するもの

（２）宗教法人が管理又は運営するもの

（３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第６項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行っているもの及びこれに類するもの

※これに類するもの…旅館業法上の営業許可を受けている場合でも、下記の要件を確認で

きた場合は対象外となります。

〇利用者が制限されている場合（宿泊予約サイト等で、「大人専用」として掲載されているもの等）

〇「店舗型性風俗特殊営業」と同様の施設・設備要件を備えている場合（玄関等に遮蔽物の設置、アダルトグッズ自販機の設置等）

〇「店舗型性風俗特殊営業」の施設としてホームページ等に掲載されている場合

**＜対象の施設について＞**

**＜認定予定事業者の皆様へ＞**

※認定予定事業者の方については、事業実施にかかる支払い等も含め、補助~~対象~~事業を完了し、

原則、令和８年３月３１日までに事業認定を受けることが補助金交付の条件となります。

ただし、当該年度に、特定認定に係る申請を行っている場合は、**令和８年４月２０日まで**に特区民泊の特定認定通知書を取得のうえ実績報告をお願いいたします。

* 大阪府内に所在する特区民泊施設であること。
* **大阪府内で複数の特区民泊施設等を経営する場合、それら施設のうち、補助金の交付対象となる施設は、１施設のみです**。
* 譲渡（有償譲渡・無償譲渡のいずれも含む）又は交換する予定のある施設は補助対象外となります。
* 既に認定を受けている施設に加え、新たな施設の認定申請をしようとする場合、既存認定施設及び認定申請予定の施設も含め、補助対象となるのは１施設のみとなります。

**補助率及び補助上限額について**

補助率は、**補助対象経費の１／２以内**です。

補助金額の上限は、１認定事業者又は１認定予定事業者につき４０万円となります。

**補助対象事業について**

本補助金の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は以下のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **ア　インバウンド受入対応に係る事業** | | |
|  | １　施設の案内表示、室内設備の利用案内等の多言語対応 | ※１ |
| ２　パンフレット、ホームページ等の広報物の多言語対応 | ※１ |
| ３　ムスリム旅行者受入に係る礼拝環境の整備 （礼拝マット、キブラコンパス、衝立、足洗い場の整備） |  |
| **イ　宿泊客の利便性や満足度向上に係る事業** | | |
|  | １　居室内のWi-Fi整備 | ※２ |
| ２　キャッシュレス決済端末の導入 |  |
|  | ３　ペットツーリズムに係る受入環境整備 （ケージ、ペット専用ダストボックス、ドッグランの整備） |  |
| **ウ　特定認定の取得に係る事業　※認定予定者に限る** | | |
|  | １　消防設備、建築基準法上の整備  （自動火災報知設備、誘導灯、スプリンクラー設備、非常用照明器具、 防火用間仕切壁の整備） |  |
| **エ　災害時対応に係る事業** | | |
|  | １　災害情報及び避難誘導に関する情報の多言語、視覚化対応 | ※１ |
| ２　災害情報等伝達設備、機器の導入 |  |
| ３　非常用電源装置、情報端末への電源供給機器の導入 |  |
| **オ　デジタル技術を活用した生産性向上や業務効率化に係る事業** | | |
|  | １　生体認証やモバイル端末によるキーレスシステムの整備 | ※３ |
| **カ　その他** | | |
|  | １　知事が受入対応の強化のために必要と認める事業 | ※４ |

**＜補助対象事業のすべてに係る注意事項＞**

（１）支払いの事実に関する客観性の担保のため、**支払いは銀行振込としてください。**

（２）市販のタブレット端末等の**汎用性が高い備品等は、補助対象外となります。**

**（３）令和６年度及び７年度に、補助事業者自身による施工実績がある事業については、補助対象外となります。**

**（４）本補助金を活用して実施する補助事業が宿泊税充当事業である旨の明示を行ってください。※５**

※１　多言語対応を行う場合は、観光庁のガイドラインに基づき、日本語及び英語での表記に加え、その他、１言語（中国語や韓国語など）以上の表記をお願いします。

参考）観光庁ホームページ

「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」の策定について

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/810003138.pdf>

また、客室ごとにデザイン費、翻訳費等が発生する場合は、異なる点を明確にしてください

（概ね同じ内容と判断した場合、１室分のみ補助対象とする可能性があります）。

※２　初期費用のみ対象となります。月額費用の前払いなどは対象外です。  
また、既にWi-Fi設備が整備されている民泊施設において本事業を申請する場合は、経年劣化による機器更新等は対象外です。機能向上が伴った改修等であることが対象の条件です。  
（交付申請及び実績報告の際に、機能向上が伴った事業である旨が確認できる資料（整備前後での通信速度や接続可能範囲等の比較表など）を添付していただく必要があります。）

※３　「オ　デジタル技術を活用した生産性向上や業務効率化に係る事業」においては、これまで従業員等がアナログで作業を行っていた事務をデジタル化するものが対象です。  
なお、既に導入されているシステム等の更新、改修等は対象外です。

※４　ア～オの補助対象事業について、他の手段により同等の目的を達成し得る事業については補助対象となる可能性があります。なお、ご申請いただいた場合、補助対象かどうかの判断にお時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

**※５　本補助金を活用して整備した補助事業へ宿泊税活用事業であることの明示をお願いします。**

**（広報物への印字、購入備品や施設へステッカーを貼る　など）**

**↓以下、本府で作成したステッカーを使用する場合は、大阪府行政オンラインシステムにてお申し付けください。  
**

**パターンD**

**パターンC**

**パターンB**

**パターンA**

**※ステッカーでの明示以外に、作成したHPや広報物等へ印字（デザインの一部として記載）することも可能です。**

**補助対象経費について**

　補助事業を実施するために必要となる経費のうち、以下の経費が対象となります。

**＜対象となる経費＞**

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 対象経費 |
| 設置・改修費 | 施設の整備に必要な設計費、工事費、工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいう。）  ただし、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費等を含む。 |
| 機器購入費 | キャッシュレス決済端末等 |
| 初期導入費 | ホームページ制作費、システム構築費等 |
| 印刷費 | パンフレット作成費（デザイン、印刷費含む）  ただし、同等の内容が複数ある場合は、１件のみを補助対象とする。 |

　※**補助対象経費は、すべて消費税抜きで算出してください。**なお、算出の結果、交付申請額に、千円未満の端数が生じた場合、切り捨てとしてください。

　※寄附金や広告収入などの収入及び国又は地方公共団体等の補助金などは、補助対象経費から差し引いてください。

（単位：円）

（例）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費  （税抜）　A | 寄附金  その他収入　B | 計  A-B | 交付申請額 |
| 1,000,000 | 100,000 | 900,000 | 400,000 |

(A-B)×1/2と40万円のいずれか低い方の額が交付申請額になります。

(A-B)：90万円×1/2＝45万円＞**40万円**

**大阪府の補助金に限らず、**

**国など他の補助金も**

**「その他収入」として取扱う**

**＜対象外となる経費＞**

◇**補助対象経費のうち、交付決定前に着手（契約、発注等）した経費**

**◇居室数を超える数の提示物を印刷した経費（補助事業アー１、エー１）**

◇**設備、機器設置後の維持管理費、メンテナンスに係る経費**

◇コンサルティングに係る経費

◇間接経費（消費税その他租税公課、収入印紙代、**各種サービスの月額利用料**、光熱水費、  
**振込手数料**等）

◇民泊事業者従業員の人件費（交通費、宿泊費等）、飲食費等

◇**補助金申請書に記載のものと異なる設備等を購入した経費**

◇他の大阪府の補助制度の対象となった経費（大阪府の補助金を活用した地方公共団体、その他の団体等の補助も含む）

◇その他、事業目的に照らし合わして直接関係しない経費など、知事が適切でないと判断する経費

※補助対象事業「ウー１　消防設備の整備」は、消防法令適合通知の取得のためであっても、特定認定を取得する予定の部屋のみが対象となり、特定認定の範囲外である部分及び建物の共用部分は、対象外です。

**申請の流れについて**

申請から補助金の交付までの流れは以下のとおりです。

**実施状況報告書の提出**

**【補助事業完了日の翌々年度】**

**実施状況報告書の受理**

実績報告書の提出（令和８年４月２０日まで）

**（⇒詳細は11ページをご確認ください。）**

認定予定事業者は、特定認定を年度内に取得

**事業完了（令和８年３月３１日まで）**

支払

手続

交付請求書の提出

**（⇒詳細は11ページをご確認ください。）**

補助金額確定通知書の受理

補助金額確定通知書の送付

※現地検査

審査

実績報告書の受理

変更交付決定通知書等の送付

※原則３０日以内

交付申請書の受理

**事業完了に伴う実績報告・**

**補助金請求**

交付請求書の受理

補助金受領

補助金の交付

変更承認申請書等の提出

**（⇒詳細は10ページをご確認ください。）**

変更承認申請書等の受理

変更した事業に着手

**変更申請**

審査

審査

交付申請書の提出

**（⇒詳細は9ページをご確認ください。）**

**補助金の申請**

補助金交付決定通知の受理

**申請事業の着手**

補助事業者の決定

交付決定通知書の送付

**申請者**

**大阪府**

**交付申請について**

**（１）申請期間**

令和７年７月７日（月）から令和８年２月２７日（金）まで

※予算額に達し次第、申請の受付を終了します。

**（２）申請方法**

オンライン申請（一部資料について、郵送可）

**【大阪府行政オンラインシステム】**

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>

**（３）提出書類**

提出書類は以下のとおりです。

（冊子等の複数ページにわたる資料や電子データでは不鮮明な書類については、別途郵送での提出をお願いします。）

〇様式第１号　　　大阪府特区民泊施設の環境整備促進事業補助金交付申請書

〇様式第１号の２　事業計画書（１）

〇様式第１号の３　事業計画書（２）

〇補助事業内容が確認できる書類

　・仕様書、図面、施工場所の写真、補助対象経費の積算が確認できる書類等

〇見積書（２社以上）**※押印が必要です。**

〇様式第１号の４　要件確認申立書

〇様式第１号の５　暴力団等審査情報

〇以下のいずれかの書類

　・（認定事業者）特定認定を受けた書類（写し）

　・（認定予定事業者）様式第１号の６　補助金の交付要件に関する申立書

〇補助金の交付を受ける口座情報の写し（通帳の写し等）

**（４）お問い合わせ・郵送先**

住所：　〒559-8555　大阪市住之江区南港北1－14－16　咲洲庁舎37階

電話：　０６－６２１０－９３１４（直通）

ＭＡＩＬ：　[kikakukanko-g01@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kikakukanko-g01@gbox.pref.osaka.lg.jp)

受付時間：　９時３０分～１７時３０分

※土、日、祝日、年末年始（12月29日～１月３日）を除く。

**＜事業計画の策定、提出について＞**

* 補助金を受けるためには、あらかじめ事業計画を策定し、交付申請書と併せて、様式第１号の２及び様式第１号の３等を大阪府に提出していただく必要があります。
* 提出いただいた事業計画書、その他関係書類をもとに、大阪府において審査のうえ、補助対象者及び補助金額を決定します（審査には、不備等が解消された申請書類を受理してから２週間程度かかります）。**なお、申請いただいた方全員に補助金を交付できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。**
* 審査結果については、申請者に対し、文書にて通知します。

**なお、審査結果に関するお問い合わせには一切応じかねます。**

**＜見積書について＞**

* 見積書については、**必ず、購入備品等を揃えた同一条件で２社以上から取得し、補助対象経費が最安値の業者を採用してください。**
* **ペーパーカンパニーや販売実績が全くない事業者等からの相見積もりは認められません。**
* 採用、不採用の双方の見積書には、必ず金額内訳についても記載してください。

その際、**「諸経費」については、必ず内訳が確認できるように記載してください。**

対象外の記載例）「○○事業　一式」のような費用の内訳が確認できない記載

「諸経費　一式」のように、補助の対象か対象外かが不明な記載

* 備品の価格が定価又は希望小売価格より大幅に高額な見積もりである場合、追加で見積書の提出を依頼する場合がございます。

**＜その他　注意事項＞**

* **交付決定日よりも前に購入契約（発注）等を実施した事業は、いかなる理由であっても全額補助対象外となりますので、ご注意ください。**
* **事業着手後、内容（備品の変更等）、費用（補助対象経費総額の20％以上の増減）等の変更があった場合は、事前に大阪府に変更承認申請書を提出してください。**変更承認申請書の提出がない場合、補助金を受け取れないことがあります。
* **活用方法が不明な成果物につきましては、補助金の交付をいたしかねます。**

**補助事業の完了、報告について**

* **交付決定を受けた補助事業は、事業実施にかかる支払いを含め、****令和８年３月３１日（火）までに完了させる必要があります。**期日までに完了しない（未払いや未納品等）場合、補助金は交付できません。
* **補助事業の完了後、３０日以内、もしくは****令和８年４月２０日（月）のいずれか早い日までに実績報告書（様式第７号）及び様式第７号の２等を、オンライン申請により提出してください。**
* 実績報告書の提出にあたっては、以下の書類を併せて提出してください。

１　契約書又は注文書、受注書の写し（交付決定日以降に締結又は発行されたものに限る）

２　契約金額明細又は内訳書の写し（１に明細が記載されている場合、不要）

３　納品書（又は施工業者からの工事竣工報告書、引渡書）の写し

４　請求書の写し

５　銀行振込受領書の写し

６　寄附金、補助金その他の収入について、内容及び内訳のわかる資料

７　補助事業の成果物各種（施工前後の写真、機器管理台帳等）

８　その他知事が必要とする資料

**※上記１，３，４は原本に押印がされていること**

* **認定予定事業者の方は、特定認定を受けた書類を提出してください。**
* **補助事業の完了後、現地検査に伺います。**その際、写真撮影等により、補助事業の実施状況を確認しますので、ご協力をお願いします。
* 実績報告書に基づき、大阪府にて審査を行います。審査で適正な事業執行が確認できれば、補助金額の確定を行い、各申請者に対し文書にて通知します。

**なお、審査結果に関するお問い合わせには一切応じかねます。**

**補助金の請求、交付について**

* 大阪府からの補助金額確定通知書を受理した申請者の方は、補助金交付請求書（様式第８号）をオンライン申請により提出してください。

（様式については、事前作成不要です。オンライン申請の必要項目に直接記入してください。）

* 補助金は、補助金交付請求日時点で営業を行っている（宿泊客を受入れしている）ことを条件に交付します。申請時や申請後に休業中である施設、また、申請時に開業前（認定済）である施設については、ご留意ください。

**宿泊客の受入対応状況の報告について**

本補助金を活用して実施した事業成果や効果を確認するため、補助事業実施翌々年度の令和９年度において施設稼働率や宿泊客数などの受入対応状況について報告をお願いします。

**MEMO**